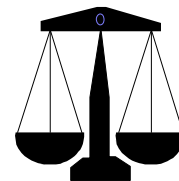




## 山田義仁税理士事務所通信 2006年12月号



事務所通信の目的  
経営者にプラス思考を！  
経営者に得意先分析力を！  
経営者に正しい納税を！

### 平成19年度税制改正大綱が発表されました

平成18年12月14日自由民主党から平成19年度税制大綱が発表(<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-030.html>)されました。ここにある全ての改正内容が、3月頃の国会を通るとは限らないのですが、ある程度の改正の方向性としては、参考になると思います。

今回は、お客様に関係しそうな改正部分を、簡単にご紹介します。

#### 法人関係

- 減価償却制度について
  - (ア)平成19年4月1日以後取得の減価償却資産について残存価格の廃止
  - (イ)償却可能限度額の廃止
  - (ウ)フラットパネル等の製造設備(3種類のみ)の法定耐用年数の短縮
    - (ア)と(イ)によって、減価償却の計算方法が今までと変わります
- 留保金課税について 資本金1億円以下の場合は、留保金課税がなくなります
- 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入について
  - 今まで800万円だった基準額が、1600万円に引き上げられます
- 特定の事業用資産の買換特例の延長
  - 長期所有の土地建物の買換について、2年間延長になります
- リース取引の整備
  - リース契約の内容によって、税法上の計算方法が変わります

#### マイホーム関係

- 住宅借入金の所得税額の特別控除の特例の創設について
  - H19.20年のマイホーム取得について、新しいローン控除ができます
- 住宅のバリアフリー改修促進税制の創設について
  - 一定のバリアフリー改修工事についての住宅借入金について新しい控除ができます
- 特定の居住用財産の買換特例の延長 3年間延長されます
- 相続により取得した居住用財産の買換特例の廃止
- 居住用財産の買換の場合の譲渡損失の繰越控除の延長 3年間延長
- 居住用財産の譲渡損失の繰越控除の延長 3年間延長

## 電子申告関係

1. 電子申告に係る所得税の特別控除の創設  
一定の場合に電子申告で確定申告をした場合には、所得税を 5000 円軽減します
2. 電子申告の促進措置
  - (ア)電子申告の添付書類の省略  
電子申告の場合に限り、医療費の領収書等一定の書類を保存しているのであれば、今まで添付していた資料を省略することができます
  - (イ)電子署名の省略  
税理士が電子申告をする場合は、お客様の電子証明書の取得が不要になります
3. 電子申請等証明制度の創設  
税務署長が、電子申告された内容についての証明をしなけらばなりません。

## その他

1. 取引相場のない株式等の相続時精算課税制度の特例について  
事業承継に向けて一定場合の未上場株の贈与について非課税枠を増やします
2. 上場株の配当等の軽減税率、上場株の譲渡所得の軽減税率について  
それぞれの軽減税率が 1 年間延長されます
3. 相続税の対象となる保険金の範囲の追加  
日本の保険業法の免許がない外国の保険業者の生命保険・損害保険も追加します
4. オンライン登記申請の場合の登録免許税の税額控除の創設  
一定の不動産登記と、法人設立登記について、オンラインで登記申請した場合は、登録免許税が 10%(5000 円) を限度に軽減されます
5. 住宅用家屋の所有権移転について、登録免許税の軽減措置の延長 2 年間延長
6. 個人の寄付金控除の限度額の拡大
7. 国民健康保険税の限度額の引き上げ  
最高額が 53 万円から 56 万円に変更されます  
1 月以降、細かな改正内容が分かり次第、事務所通信の記事にしていけます。  
詳しくは、山田事務所にお尋ね下さい。



### 今月のポイント

本年は、いろいろとありがとうございました。  
よいお年をお迎え下さい。

### 12 月の税務

- ・ 10 月決算法人の確定申告
- ・ 4 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 7 月 1 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 年末調整
- ・ 固定資産税の第三期分の納付

### 1 月の税務

- ・ 11 月決算法人の確定申告
- ・ 5 月決算法人の中間申告（半期分・第二四半期分）
- ・ 8 月 2 月決算法人の消費税中間申告
- ・ 源泉所得税の納付（1 / 10・1 / 20）
- ・ 償却資産税の申告（1 / 31）
- ・ 支払調書の提出（1 / 31）

税務調査があった場合は、すぐに山田まで連絡ください（03-3823-5539）